

環境技術実証モデル事業 技術実証に係る申請及び実施に関する要領
(非金属元素排水処理技術分野(ほう素等排水処理技術))

申請・総則

(本要領)

第1条 本要領は、先進的環境技術の環境保全効果を第三者が客観的に実証することによって、環境技術の普及を促進し、もって環境保全と環境産業の発展を促進することを目的として、環境省が推進する「環境技術実証モデル事業(以下「事業」という。)」における非金属元素排水処理技術(ほう素等排水処理技術)の実証(以下「技術実証」という。)について、「非金属元素排水処理技術(ほう素等排水処理技術)実証試験要領(第2版)」(平成18年3月6日)(以下「実証試験要領」という。)に基づいて環境省(以下「実証機関」という。)が実施する運用方法を定めるものである。

(技術実証の申請)

第2条 非金属元素排水処理技術分野(ほう素等排水処理技術)の技術実証を希望するものは、本要領及び実証試験要領を承認のうえ、別添2の「技術実証申請書」に必要事項を記載のうえで、実証機関に対し、実証技術の申請を行う(以下、技術実証の申請をした環境技術を有する者を「実証申請者」という。)

(申請技術の採用)

第3条 実証機関は、実証申請者に対して、申請技術の採用の可否を判断するために必要な資料を提出、説明の実施等を求めることができる。

2 実証機関は、第2条の申請技術を採用すると決定した場合、実証申請者に対して、申請技術の採用通知を行う。

3 申請技術の採用可否の判断は、実証機関の専権に属する。実証機関は、申請を受理しない者に対して、不受理の理由を開示しない。

(実証試験計画の作成)

第4条 実証機関は、実証試験要領に基づき、実証試験計画を策定する。

2 前条第2項で申請技術の採用通知を受けた者(以下「環境技術開発者」という。)は、実証機関による実証試験計画の策定に協力しなければならない。

3 実証機関は、環境技術開発者に対して実証試験計画案を書面で通知し、環境技術開発者からその内容について承認を得ることによって、当該実証試験計画案を「実証試験計画」として確定させる。

4 実証機関は、環境技術開発者の承認を得られないために、実証試験計画が確定で

きないときは、技術実証を行わない。

実証試験の実施

(実証試験の実施)

第5条 実証機関は、実証試験要領及び実証試験計画に定めるところに従って、技術実証のために必要な実証試験（以下「実証試験」という。）を実施する。

(実証試験の委託)

第6条 実証機関は、実証試験に係る業務の全部または一部を第三者に委託することができる。この場合、実証機関は、実証試験要領に基づく技術実証の品質を保持できる機関を選定する。

必要装置等

(必要装置等)

第7条 環境技術開発は、実証試験に関し、実証機関の要請に応じて、以下の次号に定める協力的行為を行わなければならない。

- (1) 実証試験に必要な装置及び付属機器等（以下「必要装置等」）の提供または貸与並びに必要な装置等の操作、運転に必要なマニュアルの提供
- (2) 必要装置等の操作、運転に必要な作業要員（必要装置等の運転に関わる資格及び訓練を受けている者に限る）の派遣及び材料、燃料その他の物品の提供
- (3) 実証試験実施場所の提供
- (4) 実証試験に対する補佐、助言その他実証試験の円滑な実施に必要な一切の協力的行為

2 実証機関は、環境技術開発者が前項各号の協力的行為を行わないときは、技術実証を中止することができる。

(貸与物滅失の免責)

第8条 実証機関は、必要装置等その他の環境技術開発者から貸与された物品（以下「貸与物」という。）を滅失または毀損したときでも、それが故意によるものでない限り、環境技術開発者への賠償を免責される。

(実証試験計画の変更)

第9条 実証機関は、実証試験計画の主要な箇所について変更の必要が生じたときは、その旨を環境技術開発者に書面で通知する。ただし、実証試験に支障を及ぼさない軽微な変更についてはこの限りではない。

2 環境技術開発者は、前項の通知を受領したときは、その変更を承認するか否かに

ついて実証機関に書面で通知するものとする。承認しない通知については、不承認とする合理的理由を記載しなければならない。

- 3 環境技術開発者が第1項の通知を受領した日から10日以内に、合理的理由が記載された不承認の通知が実証機関に到達しない場合、環境技術開発者が第1項の変更を承諾したものとみなす。

報告書

(報告書)

第10条 実証機関は、実証試験要領に基づき、実証試験の結果に関する実証試験報告書（以下「報告書」という。）を電子ファイル又は印刷物の形態で作成し、環境技術開発者に通知、送付する。

- 2 報告書における技術実証の結果は、環境技術の性能を保証するものではなく、一定の条件下における環境技術の環境保全効果のデータを提供するものであり、実証機関は、環境技術開発者の環境技術の性能に関するあらゆる責任を免除される。また、環境技術開発者は、実証機関が環境技術の性能を保証するものであるなどの誤解を与えるような宣伝、公表その他一切の行為をしてはならない。
- 3 環境技術開発者は、報告書の内容に関して疑義があるときは、実証機関に対し、実証試験の具体的諸条件などの説明を求めることができる。
- 4 報告書の著作権は、実証機関に帰属するものとする。

(報告書の公開)

第11条 報告書は、環境省に提出され、環境省を通じて一般に公開される。公開の方法、期間その他の公開に関する一切の事項は環境省が決定する。

- 2 環境技術開発者は、いかなる場合においても報告書の公開を拒否することはできない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、環境技術に技術上又は営業上の秘密が含まれる場合において、環境技術開発者が実証試験計画の確定時までその旨申し出、実証機関から承認を受けたときは、その承認を受けた範囲に限り公開されないものとする。

(技術実証の中止)

第12条 実証機関は、実証機関の責めに帰すべからざる事由により実証試験の実施が不可能又は著しく困難となったときは、技術実証の一部または全部を中止することができる。

一般条項

(協力事項)

第13条 環境技術開発者は、事業の円滑な実施のため、次の次号に掲げる事項について自らの負担において協力するものとする。

- (1) 環境省が主催する委員会等への出席及び委員会等に必要な資料の作成
- (2) 実証試験に係る日本国政府の予算に係る資料の作成及びヒアリングへの対応
- (3) 技術実証後における環境技術の普及状況の報告

(守秘義務)

第14条 実証機関は、実証試験を通じて知り得た環境技術開発者の環境技術に関する情報を、技術実証以外の目的で利用しないものとする。

(損害賠償)

第15条 実証試験に関連して実証機関に損害が発生した場合、環境技術開発者は、実証機関に発生した損害を賠償するものとする。ただし、実証試験計画の策定、貸与物の貸与、必要装置等の運転その他の環境技術開発者の行為について故意または過失がないことが証明された場合についてはこの限りではない。

(定めのない事項等の取扱)

第16条 本要領に定める事項について生じた疑義または本要領において定めのない事項については、環境技術開発者と実証機関が協議して決定、解決するものとする。

(施行期日)

1 この要領は、平成18年7月7日から施行する。